

害ヲ加ヘンコトヲ企図シ極度ノ反感ヲ持セリ

而シテ全地居住ノ鮮人十数名ハ性行善良ニシテ目下相模紡績会社ノ死者発掘ニ従事シ外出セスシテ勞務ニ服シツ、アリ而シテ警察官署ニ於テ取調ヘヲ為シタルモノ二十三名ニ達シタルモ何レモ他ヨリ入込ミタルモノニシテ之等ハ保護ノ為メ関西方面ニ向ケ運送シ民心ノ鎮靜ニ尽シタル結果全ク其不安ヲ一掃スルニ至レリ

(11) 戸塚方面

不逞鮮人六七名横浜方面ヨリ遁走シ来リシモ当地ニ於テハ更ニ不逞行爲ニ出テズ而カモ民衆ハ横浜方面ヨリノ流言ニヨリ極度ニ激昂シ不安ノ氣漲リ地方青年団等ハ日夜之カ警戒ニ努メ不逞鮮人ノ發見ニ腐心シ居ル際二日午後四時頃川上村国道筋ニ於テ通行人ハ遂ニ鮮人三名ヲ殺害スルニ至レリ

(12) 藤沢方面

不逞鮮人ノ入込ミタル形跡ナシ而カモ横浜方面ニ於テ鮮人暴挙ノ報ヲ云聞シ一般部民ハ鮮人ニ対スル憎悪反感ノ念ヲ強メ鮮人ト見レバ無抵抗平穩ノ者ト雖モ悉ク之ヲ殺害セントスル状勢ヲ馴致シ遂ニ茅ヶ崎町ニ於テ鮮人五名日本人一名(鮮人ト誤信ス)計六名ヲ殺害スルニ至レリ而シテ警察官署ノ鎮靜ト本月五日軍隊ノ来着トニ依リ民心漸次安定ヲ致セリ

(13) 日下方面

不逞鮮人ノ立廻リタル形跡ナキモ部民ハ横浜地方ヨリノ蜚語ニ依リ不安ノ念ニ驅ラル、ト共ニ鮮人ニ対スル反感憎悪甚シク青年団在郷軍人会ハ日夜警戒ニ努メ人心恟々タルモノアリシモ何等争鬪ヲ演スルコトナクシテ止ミ漸次民心ノ鎮靜ヲ見ルニ至レリ

(14) 葉山方面

全 上

(15) 川崎方面

当地方ニハ約二百名ノ鮮人居住スルモ平穩ニシテ不逞行爲ヲ敢行スルモノナカリシモ部民ハ京浜兩地方ヨリノ頻々タル飛報ニ依リ極度ノ不安ト恐怖ニ襲ハレ鮮人ニ対スル憎悪反感ノ念甚敷一時殺氣横溢ノ状態ヲ現出セシヲ以テ警察官署ニ於テ居住鮮人三百名ヲ安全ノ個所ニ保護シ且ツ其無根ノ事実ナルヲ表明シ鎮撫ニ尽シタルモ極度ニ昂奮セル民心ハ益々其ノ勢ヲ増シ警鐘ヲ乱打シ法螺貝ヲ鳴ラシ竹槍刀劍等ヲ携帯シテ隨所ニ争鬪ヲ演シ遂ニ死者四人〔内 内地人一 鮮人三〕負傷者五人〔内 内地人二 鮮人三〕ヲ出スニ至リタリ而カモ鮮人ニ対スル之等ノ反感ハ漸次緩和鎮靜セラレ不安ノ氣ヲ一掃スルニ至レリ

(16) 鶴見方面

当地方ニ居住セル鮮人ハ汐田鶴見ヲ通シ約三百名ニ達シ全所土工部屋并国道事務所所属土工部屋ニ寄寓シ比較的善良ノ分子ニシテ敢テ不逞ノ所為ナカリシモ東京、横浜方面ニ於ケル鮮人ノ放火強盜強姦等犯行ノ風評頻々トシテ喧伝セラレタルヨリ一般部民ハ不安ト恐怖ニ襲ハレ鮮人ヲ憎惡敵視スルニ至リ各自警団ハ凶器ヲ持シ警戒ノ任ニ當リ險惡ノ氣漲リタルヲ以テ保護ノ為メ鮮人三百八名ヲ安全ノ個所ニ收容シ極力其流言浮説ナルヲ説示シ民心ノ鎮靜ニ尽シタルモ遂ニ隨所ニ争鬪ヲ演シ殺傷者ヲ出スニ至リタリ而シテ軍隊ノ来着駐屯ニヨリ人心漸次安定ヲ見ルニ至レリ

(17) 高津方面

不逞鮮人ノ入込ミタル形跡ナキモ京浜地方ヨリ流言浮説ニ惑ハサレ部民ハ極度ノ不安ニ襲ハレ青年団消防組等ハ日夜警戒ノ任ニ當リツ、アリシモ何等争鬪ヲ見ルニ至ラス終ニ其無根ノ蜚語ナルコトヲ知り民心漸次鎮靜スルニ至レリ

(18) 都田方面

全 上

(19) 中野方面

全 上

(20) 秦野方面

全 上

(注) 「不逞」の二字が削除されている。

〔了〕
〔震災状況報告〕西坂勝人氏蔵

二六四 「不逞鮮人」に対する自衛勧告の件通達

号外

大正十二年九月三日

三浦郡長

各町村長殿

不逞鮮人ニ関スル注意ノ件

今回ノ災害ヲ期トシ不逞鮮人往行シ被害民ニ対シ暴行ヲナスノミナラス井水等ニ毒薬ヲ投スル事実有之候条特ニ御注意相成度

追テ本件ニ就テハ伍人組等ヲ活動セシメ自衛ノ途ヲ講セシメラレ度

(三崎町役場「震災関係書類」(大正十二年)三浦市役所蔵)

二六五 鎌倉郡戸塚町の自衛団組織

自衛団組織

- 一 本団ハ火災盜難ノ予防匪徒ノ警戒ヲナスヲ目的トス
- 二 本団ハ戸塚町在住青年団、在郷軍人、其ノ他区長ノ選抜シタル有志ヲ以テ組織ス

三 団員ハ棍棒其ノ他護身用具ヲ携帯スルコト

四 本団ニ団長一名副団長二名ヲ置キ警察署ノ指揮ヲ受クルモノトス

五 本団ヲ三部ニ分ツ

一部 元町 矢部 谷矢部

二部 吉田 一二三町目矢沢 旭町

三部 四五六町目 宮ヶ谷 松田 坂下 下郷

六 各部ニ部長副部長ヲ置キ団員ヲ指揮セシム

七 団員ノ勤務ハ午後六時ヨリ午前五時迄トシ二時間更迭ニ一部ツ

、勤務ニ服シ他ハ停車場前広場ニ休憩スルモノトス

(鎌倉郡役所「震災庶務書類」(大正十二年) 神奈川県庁蔵)

二六六 鎌倉郡下緊急町村長会協議事項(一一二)

(二)

緊急町村長会開会ノ件

今般東京府神奈川県ニ戒厳令実施セラル、ト共ニ非常徵発令発布相

成警備救護救恤事務ニ関シ緊急協議ヲ要スル事項有之候条明六日午
前八時迄ニ当庁ニ御参集相成度候也

追テ今回ノ協議事項ハ事重要ナルヲ以テ出来得丈町村長自ラ御出

頭相成度申添候也

大正十二年九月五日

鎌倉郡長

各町村長殿

(二)

九月六日町村長会議協議事項

一 米ノ現在高ハ九日其他生活材料ノ調査ハ十五日迄ニ報告ノコト

二 徵発ハ直チニ実施スルコト

三 他町村ニ融通スル徵発物ハ融通ヲ受クル町村主トシテ運搬スル

コト

四 配給米ハ一日平均五歳以上ハ二合四歳以上ハ一合

(鎌倉郡役所「震災庶務書類」(大正十二年) 神奈川県庁蔵)

二六七 三浦郡町村長会における災害地復興等に

関する協議希望事項

大正十二年九月十三日

三浦郡町村長会ニ於テ提案

協議事項

提出者 西浦村長

- (一) 震災地方ニ限り大正十二年度〔九月以后〕小学校教員俸給ノ全額ヲ国庫負担トナスコトヲ政府ニ建議スルコト
 - (二) 右ハ三浦郡町村長会ノ決議ヲ以テ神奈川県町村長会ニ提議シ更ニ被害府県町村長会ヲシテ速ニ其連合運動ヲ起サシムルコト
 - (三) 被害壊倒家屋ノ雨露ヲ凌クヘキ屋根材料亜鉛板ノ郡共同購入ヲ行ヒ関西地方ヨリ移入ノ道ヲ講スルコト
 - (四) 東北若クハ西部ヨリ船匠数十名ヲ招聘シ速ニ各町村ノ破損船ヲ修理シ目下休業ノ状態ニアル漁業ノ復活ヲ図ルコト〔三浦水産会ト交渉スルコト〕
 - (五) 横須賀市ノ焼失ニヨル農業肥料ノ大欠乏ヲ補足スル為ニ化学肥料供給ノ準備ヲナシ置クコト〔三浦郡農会ト交渉スルコト〕
- 希望事項
- (六) 食糧其他日用品ノ配供ヲ一層潤沢ニシ生活ノ安定ヲ期セラレタキコト
 - (七) 全般の罹災ノ惨状ハ此際町村税ノ徴収ヲ不能ナラシメタルニヨリ給料ノ支払其他ノ支出ニ充ツル為可成速ニ現金ノ国庫繰替ヲ実現セラレタキコト

(六) 仮令災害ノ裡ニアリテモ国民教育ハ閑却スベカラザルモノナルニヨリ近ク青年会場及寺院等ヲ利用シテ授業ヲ開始シタキニヨリ

設備ノ不完全学級ノ編制教授時間ノ縮少教科目ノ省略等多少令規ニ抵触スルコトアルモ例外ヲ認ムルト共ニ此際郡視学ヲ活動セシメテ各町村ヲ巡視シ指導監督ニ努メラレタキコト

(九) 建築材料トシテ御料林及国有林ノ樹木ヲ伐採シテ払下ケヲシタキコト

(三崎町役場「震災関係書類」(大正一二年) 神奈川県庁蔵)

二六 津久井郡災害善後処置 実施方針報告書

地震災害善後方針 九月二日以降実施方針

第一 交通開始

専ラ幹線ヲ先キニシテ車馬ノ交通ヲ開キ食糧補給ノ途ヲ付クルコト

第二 食糧調達ト之カ補給ヲ図ルコト

第三 飲料水破壊

之カ応急施工ヲ為シ生活安定ヲ図ルコト併テ伝染病ノ予防ヲ尽スコト

第四 震災被害者救済ハ其ノ部落若ハ其ノ町村ニ於テ応急措置ヲ為

サシムルコト

以上ハ応急策トス

号外

大正十二年九月二日

神奈川県知事殿

津久井郡長

九月一日正午頃当郡内ニ突発ノ強震アリ被害ノ状況ハ電信電話及道路交通杜絶ノ為メ詳細調査不能ナルモ種々ノ方法ニテ判明セルモノ左記ノ如クニ有之候其他ノ災害ハ甚大ナルモノト認メラル目下調査中ニ付詳細ハ追テ報告可致モ概況及報告候也

記

人番被害

- 一 鳥屋村山林数町歩崩潰シ家屋七戸全滅十六名埋没内四名発見
- 二 崩潰ノ為メ河川遮断浸水戸数アル見込
- 三 千木良村山林崩潰庄死六名
- 四 中野村庄死一名
- 五 各村共家屋倒潰及半潰ノモノ多々アルモノ、如シ

(津久井郡役所「庶務回議」(大正十二年) 神奈川県庁蔵)

二六九 鎌倉郡下町村の震災対策状況報告

九月十七日調

鎌倉郡水野村

一 米ノ配給組織

自給自足ノ途ヲ講シツ、アルモ避難増加ノ傾向アルヲ以テ今日ノ有様ヨリ推ストキハ自然他ヨリ配給ヲ受クル事ト被認ラル本日村会ヲ開キ此レカ救済方法ヲ建ツル由ナルモ恐ラクハ県ヨリ多少ノ救米ヲ受クコトナルモノト信ス

二 交通ノ状況

県道杉田戸塚線ハ大破セリ尤モ此レカ修理ニハ戸主会員総出ニテ通行シ得ル程度ニ極力従事シツ、アリ

三 傷病者ノ手当如何

傷者一人アレトモ自宅ニ於テ療養ス

四 自衛団ノ組織アルヤ

青年団、軍人分会自警組合共同一丸トナリ村内ノ安寧秩序ヲ保チツ、アリ

五 伝染病予防ニ関スル特別ノ施設

別ニナシ

◎注意トシテ生水ヲ飲マサル事煮沸シテ使用スル事玄米ヲ食スルト

キハ先ツ其重湯ヲ子供ニ与ヘ大人ハ可成飯粒ヲトル等ノ方法ヲ講
セシムル様役場ニ注意シ一般ニ布告セシメラレタキ旨ヲ申置キタ
リ

六 民心安定セルヤ否

民心一般ニ安定ノ状況ナリ

七 軍隊警備ノ状況如何

歩兵第四十九連隊下士五名永野村役場ヲ本部トシ此レニ村内ノ青
年団及軍人分会二名宛案内者トナリ村内ヲ巡察セリ

以上

右及復命候也

九月十七日

鎌倉郡長 茂 義孫殿

鎌倉郡書記 三橋三藏

九月十七日調

鎌倉郡川上村状況

一 米ノ配給組織

本村ハ自給自足ノ途ヲ専心講シツ、アリ

労働者約三百五十名余入込ミアルヲ以テ従ツテ米ノ不足ヲ感スル
モノカラ此等労働者ハ会社ニ供給方ヲ懇願セル結果多少ノ融化ヲ
見ル見込ナリ

二 交通ノ状況

町村道路ハ甚敷破損セルモ此等ハ不日部落民ノ手ニ依リ復旧ノ見
込ナリ

本村ハ国道筋ナレハ工兵隊ノ努力ト青年団ノ力ト相俟テ専心修理
シツ、アリ交通差支ナシ

県道杉田戸塚線ハ大破セルヲ以テ当分修理ノ見込ナシ然レトモ青
年団員等ノ手ニテ漸次修理ノ見込ナリ

三 傷病者ノ手当如何

地方医一、二回手当ヲ受ケタルモ当陸軍救護班ヨリ二等軍医出
張シ〔出張所ハ川上小学校内〕治療ニ従事シツ、アリ

四 自衛団ノ組織アルヤ

各字ノ青年ヲ以テ組織シ充分警戒ニ従事セリ従ツテ民心ノ動揺モ
薄ギタリ

五 伝染病予防ニ于スル特別ノ施設アルヤ否

特別ノ施設ナシ幸ヒ目下村内ニ患者〔伝染性〕ヲ見ス

六 民心安定セルヤ否

軍隊其他ノ尽力ニ依リ人民其堵ニ安スルモノト認ム

七 軍隊警備ノ状況如何

歩兵第四十九連隊ノ下士五名派遣セラレタルヲ以テ青年団員ト協

力昼夜兼行警備ノ任ニ当リヒタスラ民心ノ安定ニ努力ス

以上

右状況及復命候也

九月十七日

鎌倉郡書記 三橋三蔵

鎌倉郡長 茂 義孫殿

九月十七日

戸塚町

米ノ配給組織

当町十七部落ニ於ケル各区長ニテ各戸ノ状態ヲ精査セシメ其ノ報告ニ基キ調査ノ上一人一日ニ合ヲ標準トシテ各区長ニ其ノ部落ノ合計数量ヲ渡シ各区長ハ各戸ニ配給セリ

交通ノ状況如何

国道県道共ニ亀裂陥落崩潰ノ箇所非常ニ多ク殊ニ国道ハ全町ニ亘リ通信省地下線埋設工事施行中ノ為メ路面ハ僅カ片側交通ニシテ加之工事施行中ノ地下線路ハ掘鑿ノ儘放任シ在リ所々マンホールヲ設置ノ箇所ノ如キハ殊ニ深ク交通危害予防ノ設備全ク皆無トナリ最大危険ヲ感シタリ是レ或ハ震災破壊力ヲ増大セシメタル一因タリシヤモ計リ難シ且ツ沿道ノ民家ハ道路ニ崩潰シ交通全ク杜絶シタルモ青年団及在郷軍人分会ハ各部落民ト協力シテ崩潰家屋ノ

交通上危険ノ箇所ヲ整理シ路面ノ整理ニ付テハ最モ危険ノ地下線

工事掘鑿ノ箇所ハ警察署ト協議シ臨機ノ処理トシテ人夫ヲ督勵シ

テ埋立テ其ノ安全ヲ謀リ京浜方面ヨリ及ビ小田原方面ヨリノ往来

ニ背磨抵□其ノ數幾万ナリヤ算シ難ク昼夜西奔東走セル避難民ニ

便シツイデ工兵隊ノ到着ニヨリ橋梁ノ修繕ニ着手シ材料ヲ供給シ

テ応急工事ヲ了シ目下県道隧道崩潰土ノ取除キ工事ヲ為スコト、

ナレリ県道モ亦国道ニ譲ラザルガ当町ニ於テハ路線短キ為メ被害

ノ劇甚ナリシ割合ニ応急工事ハ比較ノ急速ニ施行シ得タリ里道ニ

於ケル路面及橋梁ノ応急工事ハ各部落青年団其他ト協力シテ応急

処理ヲ講シタリ

傷病者ノ手当如何

当町ノ傷者三五四人アリシモ其ノ内医師ノ手当ヲ受クルモノ比較

的少カリシモ薬品ノ供給殆ンド絶ヘタルヲ以テ警察署ニ於テ薬品

ノ供給ヲ県ヨリ受ケ当町医師ノ必要ナル向ヘ配付シ遺洩ナキヲ期

シタリ

自衛団ノ組織アルヤ

自衛団ノ組織アルモ各部落共其ノ部落内ヲ一或ハ二分割シ其ノ

部落民ヲ以テ組織セシモノナルヲ以テ各部落ノ活動ハ即チ自衛団

ノ活動トナリタルナリ

伝染病予防ニ関スル特別施設アリシヤ

隔離病舎収容患者少カリシヲ以テ災害後直チニ応旧仮小屋ヲ設置

シ目下仮小屋中ニ収容シアリ他ニ井水飲料水ノ注意下水ノ浚渫及

□通ニ付キ殊ニ被害ノ甚シキ箇所ハ直ニ人夫ヲ督励シテ浚渫セリ

人民安定セリヤ

歩兵一ケ小隊ヲ以テ警備シ他ニ鉄道連隊工兵混成隊ノ駐在シアル

ヲ以テ頗ル意ヲ強シ尚防火其ノ他ノ必要ノ為メ各戸一名ゾ、交代

ニ出動シ夜警団ヲ各部落ニ組織シ目下警戒シツ、アルヲ以テ殆ン

ト平静ニ近ケリ

軍隊警備ノ状況如何

本月七日騎兵第十六連隊一ケ小隊八日歩兵第四十九連隊ノ内六十

名九日全六十名到達シ警備ニ任シ其ノ後騎兵及歩兵ハ駐屯数ヲ減

シ目下四十九連隊六十五名ニテ警備シ居レリ

調査事項

一 震災ニ付寄付者ナキヤ否

右該当者ナシ

一 米ノ配給組織

罹災中ノ最モ困窮ニシテ食糧及金銭ヲ有セザル者及避難者等ヲ調

査シ役場監督ノ素ニ農区総代ヲシテ右受給者ヨリ領収印ヲ徴シ配給セリ

一 交通ノ状況

目下道路及橋梁ノ破損甚敷ク交通杜絶セシ有様ナルヲ以テ本月十

八日本村在郷軍人分会総動員ヲ以テ修繕セシムル筈尚車馬ノ交通

ヲ便ナラシムル為メ工兵ノ派出ヲ申請中

一 傷病者ノ手当

右ニ関シテハ派遣軍隊大隊本部〔高座郡渋谷村桜株〕ニ於テ軍医

ノ派遣ヲ乞ヒ療養ヲ受ケツ、アリ尚川上村駐屯セル救護班ニ療養

ヲ受クル筈

一 自衛団ノ組織如何

各部落毎ニ震災以前ヨリ組織シ有リタルヲ以テ震災後ニ於テハ之

ヲシテ昼夜ヲ間ハズ警備ニ一層努力シツアリ

一 伝染病予防ニ関シ特別ノ施設アリヤ否

伝染病予防ニ関シテハ別段ノ施設ナシサレド伝染病ノ発生ヲ防ガ

シガ為メ一般村民ニ涉リ特ニ衛生ニ注意ヲ促シツ、アリ

一 民心安定セルヤ否

糧食ノ配給及自衛団ノ警備熱心ナルト共ニ駐屯兵ノ派出アリタル

為メ大ニ民心安セリ

一 軍隊警備ノ状況如何

本村中川村小学校ニ警備隊駐屯シ岡津橋ニ歩哨ヲ設置シ夜間本村

一 円ニ涉リ巡察シツ、アリ

右報告候也

大正十二年九月十七日

中川村長 中丸鶴吉(印)

鎌倉郡長 茂 義孫殿

調査事項

瀬谷村

一 震災ニ付寄付金

寄付者七拾人金額八百六拾六円也

此レヲ震災被害者ノ貧困者ニ「老戸ニ付七円乃至拾五円宛」配与

シタリ

一 米ノ配給組織

右ハ役場員監督ノ下ニ各区長及在郷軍人ヲシテ罹災者中食料ニ困

難セルモノヲ調査シ之ニ配給セリ(但シ各受給者ヨリ領収印ヲ徴ス)

一 交通ノ状況

道路及橋梁ノ破損甚タシク交通上支障尠スニ付青年会在郷軍人ヲ

シテ応急修理ヲ為サシメ徒歩ニ就テハ支障ナカシム尚且下車馬ノ

通ニ便ナラシムル為努力シツ、アリ

一 傷病者ノ手当如何

右ニ付テハ村医ヲシテ療養ニ尽サシム

一 自衛団ノ組織如何

自衛自警組合及青年会在郷軍人ニ於テ各部落毎ニ夜警其他ニ関シ

努力シツ、アリ

一 伝染病予防ニ関シ特別ノ施設アリヤ否ヤ

右ニ就而ハ特殊ノ施設ヲ為サルモ衛生上ニ関シ最善ノ注意ヲ為

シツ、アリ

一 民心安定セルヤ否ヤ

食料ノ配給ヲ行ヒ自衛自警組合ノ活動及軍隊ノ夜間巡察等ニ依リ

大ニ安定セルモノ、如シ

一 軍隊警備ノ状況如何

渋谷村桜株ニ於ケル大隊本部夜間巡察隊ヲ派遣相成リ村内一般ヲ

巡察セラル

右及報告候也

大正十二年九月十七日

瀬谷村長 横山善次郎(印)

鎌倉郡長 茂 義孫殿

調査事項

中和田村

一 震災ニ付寄付者ナキヤ否

右ハ該当者ナシ

一 米ノ配給組織

右ニ関シテハ役場監督ノ元ニ各区長ヲシテ罹災者中ノ最モ困窮者及避難者等ヲ調査シ之レニ配給セリ(各受給者ヨリ領収印ヲ徴シアリ)

一 交通ノ状況

到ル処道路及橋梁ノ破損甚シ徒歩ニ付テハ差支ナキモ車馬ノ通行不可不日派遣軍隊ヨリ工兵ヲ派シ道路ヲ修理シ交通ニ便ナラシムル筈

一 傷病者ノ手当如何

右ニ付テハ派遣軍隊大隊本部〔高座郡渋谷村桜株〕ニ於テ療養セシメツ、アリ

一 自衛団ノ組織如何

各部落毎震災前ヨリ組織シ震災後ニ於テハ夜警其他一般ニ関シ一層努力シツ、アリ

一 伝染病予防ニ関シ特別ノ施設アリヤ否

右ニ付テハ伝染病予防ニ関シ未タ施設ナキモ一般衛生上ニ関シ相當ノ注意ヲナシツ、アリ

一 民心安定セルヤ否

食料配給ヲ行ヒ夜間派遣軍隊ノ巡察等ニ依リ殆ント安定セルモノ

、如シ

一 軍隊警備ノ状況如何

大隊本部ヨリ本村一円ニ対シ夜間巡察隊ノ派遣アリ尚十八日ヨリ大隊本部ヲ本村ニ移転スルノ命アリタル由

右及報告候也

大正十二年九月十七日

中和田村長 石井源蔵(印)

鎌倉郡長 茂 義孫殿

(鎌倉郡役所「震災庶務書類」〔大正一二年〕 神奈川県庁蔵)

二九〇 鎌倉郡救護事業状況報告

亥鎌震発第一号

鎌倉郡救護事業状況報告案

一 食料品其他ノ配給

本郡ハ震災ト共ニ衣食ヲ失ヒタル窮民及京浜地方ヨリ西下スル避難民殺到シ中ニハ一兩日ニ亘リ一食ヲモロニセサルモノアリタルヨリ各町村ニ於テハ炊出ヲ為シ之等罹災民ノ救助ヲナシ居リタル際非常徴発令発布セラレ救護ノ途開ケタルヲ以テ小職ハ九月六日町村長ヲ召集シ法令ノ趣旨ヲ論シ郡書記ト協議シ徴発ニ依リテ各

町村内ノ窮民及避難民ニ糧米ヲ配給スヘキ旨ヲ命シタリ然ルニ鎌倉町、戸塚町、腰越津村、川口村〔片瀬〕ハ由来消費地ニシテ而カモ鎌倉腰越ハ火災、海嘯ノ為メ供給者タル商家烏有ニ帰シ物資ハ悉ク焼失シタル為メ震後間モ無ク食料難ニ陥リタルヨリ小職ハ専ラ右四ヶ町村ノ救護ニ任シ鎌倉町ニ対シテハ町内商店若クハ隣村ノ貯米家又ハ大船駅停滞貨車中ヨリ白玄米六百八俵、押麦、小麦粉、其他蠟燭、醬油、味噌、塩、乾魚、罐詰、佃煮、鰯節、梨等ヲ徵発供給シタリ又町長ニ於テモ横須賀水雷学校ヨリ押麦百袋ノ融通ヲ受ケ彼是相俟テ一般ニ対シ一日一人米二合乃至三合宛ヲ配給シ九月十日迄ヲ支持セリ

先是本職ハ隣村ノ在米少キ為メ徵発米ニヨリテ鎌倉其他郡内消費地ノ需用ヲ充ス能ハザルヲ認メ九月六日県庁ニ出頭シ白玄米千四百九十石〔内地玄米千百俵〕ノ無償配給ヲ受ケタリト雖道路船舶破損シ水陸共ニ輸送ノ便ナク九月九日ニ至リ漸ク汽車ノ開通ヲ見ルニ至リタリト雖モ各駅ニ於テハ軍隊避難民ヲ輸送スルニ止リ貨物ノ運送ヲ拒絶シタル為翌十日東京鉄道局ニ至リ交渉ノ結果同局ニ於テ海神奈川駅ニ至ル鉄道ノ一部ヲ改修セシメ貨車二十二輛ヲ引入レ同月十二日ニハ前記配給米ヲ横浜倉庫ヨリ積込シ右四ヶ町村ニ對シ配給シ得ルニ至レリ茲ニ於テ従来毎日二三合宛ノ配給ヲ受ケ

糧米ノ前途ニ不安ヲ抱キ居リタル鎌倉其他ノ町村民ハ食糧難ノ杞憂ヲ一掃シ愁眉ヲ開クニ至レリ官憲ノ此ノ活動ト相俟テ民間ノ有志又食料自給自足ノ途ヲ講シ鎌倉町ニ於テハ三菱商事株式会社取締役加藤政夫等町長及町會議員等ノ要望ニ応シ静岡岡江尻及阪神地方ヨリ三菱会社ノ手ニヨリ食糧及雜貨類建築材料等ヲ輸入セリ之ヲ以テ同町ハ食料品稍潤沢ヲ見ルニ至リタルヲ以テ九月十八日以降各区ニ廉売所ヲ設ケ区长等ノ手ニヨリ販売ヲ開始シ貧困者ニ對シテノミ町村役場ヨリ指定數量ノ糧米ヲ無償配給シツ、アリ

副食物トシテハ前記大船停滞貨車中ヨリ徵発シタル全部ヲ鎌倉町ニ供給シタルノミナラス其後味噌大樽百十挺〔内無償十挺〕醬油百三十樽〔内無償三十樽〕罐詰百三十箱〔内無償三十箱〕ヲ配給シタル外蠟燭、毛布其他慰問品ノ如キモ殆ント全部ハ同町ニ配給セリ

今試ニ鎌倉ニ於ケル食料品ノ輸入状況ヲ調査スルニ人口一万八千二百余人ニ對シ玄白米二千六百七十八斗〔内無償千九百九十四斗〕一人平均無償米一斗九合有償米三升四合計一斗四升三合ヲ算ス其ノ品目數量左ノ如シ

鎌倉町食料品其他配給調〔十月一日現在〕

"	"	"	"	"	五九 日月	"	"	"	四九 日月	月供 日給	主 食 品 配 合 別	
白米	"	玄内 米地	押 麦	白米	玄内 米地	"	"	玄内 米地	加州 米	品 名		
一〇	四五	六五 俵	一五 袋	二五	四	七〇	二三	一五	一六 俵	数 量		
"	山全 久町	大船 駅長	"	水雷 学校	鎌倉 長吉	大船 駅長	山同 九町	"	鎌倉 永三郎	供 給 者		
										有償 無償		配 合 別
										微発		
"	"	微発			"	"	"	"	微発	微発		
			"	寄贈						寄贈		
"	"	十 日	"	九 日	"	"	八 日	"	六九 日月	月供 日給		副 食 物 配 合 別
鹽節	味噌	佃煮	麦酒	罐詰	蠟燭	塩	醬油	罐詰	乾魚	品 名		
一〇	二樽	一三 箱	五箱	一箱	五箱	一 二俵	二〇 樽	一〇〇 貫	三三 箱	数 量		
"	三 菱	"	"	大船 駅長	石井 政次郎	"	岡本 福太郎	横須 賀府	鎌倉 駅長	供 給 者		
"	有償									有償 無償	配 合 別	
					微発			微発	微発			
		"	"	"		"	"	寄贈		寄付		

第3章 関東大震災

〃	〃	十九 日月	〃	〃	〃	八九 日月	〃	七〃 日	六〃 日	五九 日月	〃
玄内 米地	白外 米	白内 米地	加州 米	押 麦	〃	玄内 米地	小 麦粉	〃	玄内 米地	押 麦	米
五〇 俵	五〇 袋	一三 一俵	二〇 袋	一〇 〇袋	九四 〃	六二 俵	一〇 俵	二〇	一二 四俵	一五 袋	二五
	〃	三 菱	〃	学水 校雷	深 沢町	安全 英三 郎	〃	大 船 駅 長	石塚 外四 平蔵 町	学水 校雷	学水 校雷
〃	〃	有 償									
					〃	〃	〃	〃	徴 発		
			〃	寄 贈						寄 贈	
〃	〃	〃	〃	〃	十九 一 日月	〃	〃	〃	〃	十九 日 月	〃
罐 詰	バ ン	カ ド スケ	麦 酒	砂 糖	小 豆	マ ッ チ	蠟 燭	塩	ヨ ラ ウ ッ キ	醬 油	梨
五 二 箱	三 八 箱	一	一 打	二	二 俵	一〃	一 箱	二 〇 俵	一 〇	二 〇 樽	九 〇 箱
〃	学水 校雷	〃	〃	〃	岡全 本福 太郎 町	〃	〃	〃	〃	三 菱	〃
						〃	〃	〃	〃	有 償	〃
		〃	〃	〃	寄 付						

一十月	卅九日月	"	"	"	"	"	"	"	十九三月	十三日	十九一月
米台湾	白内米地	鮮米	白米	玄米	"	白米	"	"	玄内米地	白外米	玄内地
五〇〇"	八〇〇"	九七〇"	一〇〇"	五〇"	五〇"	八〇"	二九一"	一五〇"	六五〇俵	九〇〇袋	八
鎮横守府賀	静岡県	三菱	武全川町	"	静岡県	"	三菱	大船駅長	本郡	本郡	池全田商店町
	"	有償			"	"	有償				
								徴発			徴発
			"	寄贈							
乾魚計 三三箱		"	"	"	"	"	二十九七月	"	十九二月	"	十九一月
			牛罐	"	醬油	"	味噌	機発油	石油	蠟燭	罐詰
		三〇	一〇〇箱	三〇	一〇〇	大タール 二〇	一〇大樽	六箱	五罐	二九"	三七箱
		"	"	"	"	"	本郡	"	三全橋音松町	本郡	"
			有償		有償		有償				
		無償		無償		無償				無償	
							"	徴発	徴発		

二 傷病者診療ノ状況

震災ニ関シ負傷者最モ多キハ鎌倉町ノ千七百三十七人戸塚町ノ三百五十四人腰越津村ノ百十六人トス鎌倉町ニ於ケル傷病者ハ最初土地ノ開業医ニ趨リテ診療ヲ受ケタリト雖モ開業医ノ大部分ハ或ハ家ヲ焼キ又ハ薬品ヲ毀損シ衛生材料無キモノ多カリシヲ以テ同地医師会長大林二郎同幹事平井雅尾ハ率先シ医師会員三十余名ヲ懲憊シテ臨時救護班ヲ組織シ長谷諸戸邸、由比力浜六地藏、雪ノ下翠公園、材木座公会堂ノ四ヶ所ニ傷病者収容所ヲ設ケ衛生材料ヲ町内薬種商ヨリ徵発シ一面横須賀鎮守府ヨリ救護班ノ派遣アリタルト相俟ツテ診療ニ従事セリ此間栃木県赤十字社支部ノ来援アリ鎌倉駅内ニ診療所ヲ設ケタルモ二三日ニシテ退去シ同九日ニ至リ第七師団衛戍病院ヨリ衛生部員五十名出動シ前記諸戸邸ニ本部ヲ置キ爾余ノ収容場ヲ出張所トシテ医師会員ノ補助ヲ受ケ大々的ニ診療ヲ開始スルニ至レリ先是重症者ハ悉ク本部ニ入院セシメ輕症者ハ通院シツ、アリタルモ漸次快復スルモノ多ク診療ヲ受クルモノ、数減少スルニ從ヒ出張所ハ撤廢シテ本部ノミニ縮小セリ偶々第七師団衛生隊ハ九月二十七日引揚クルコト、決定シ居リタルヲ以テ之ニ代ルベク予メ本県赤十字社支部ニ診療班ノ派遣ヲ要求シ置キタルヲ以テ同月十九日広島県赤十字社支部来着シ七師団衛

生隊ト協力診療ニ従事セシカ同隊引揚後ハ広島赤十字社支部ノ後ヲ承ケ前記本部ニ於テ専ラ診療ニ従事シツ、アリ目下入院患者十六名通院患者百名内外ニシテ輕傷者中既ニ全治セルモノ尠カラ

ス
其他腰越片瀬ニ於テハ土地ノ開業医内田赫造吉村廉中村春次郎等協力シテ自發的ニ診療ニ従事シ一面医学博士三輪徳寛偶々避暑ノ為鶴沼別荘ニ滞在中ヲ奇貨トシ同地看護婦会ト協力シテ電車内ニ診療所ヲ設ケ治療ニ従事シ後軍隊衛生隊ノ出動アリタル等ニ依リ診療上間然スルトコロナキヲ得タリ

三 衛生及防疫状況

鎌倉町ニ於テハ水道ノ設備ナク震災ニヨリ井水混濁セル為メ煮沸使用スル等ノ不便アリシガ漸ク清澄シタルヲ以テ一般家庭ノ使用ニ差支ナキモノ、如シ塵芥及汚物ハ震災後掃除人夫ヲ増置シ警察署及町役場監督ノ下ニ之ガ取去ヲ励行シツ、アリ
全町ニハチブス患者発生シ流行ノ兆アリタルヲ以テ警察署及町役場ハ直チニ避病舎ヲ開キ之ヲ隔離セリ現在チブス患者十二名赤痢患者一名ニ過キスト雖モ在来避病舎ノ一部ハ倒潰シ狹隘ナルヲ以テ更ニバラツクヲ増設シ患者ノ収容ニ便セリ

鎌倉警察署ニ於テハ官民共同シテ衛生班ヲ組織シ検病的戸々調査

ヲナシ伝染病患者ノ早期発見塵芥汚物等ノ掃除ヲ励行シツ、アル
為メ一時蔓延ノ兆アリタルヲブスモ昨今終熄ニ傾キ目下憂フヘキ
現象ヲ認メズ

四 避難所

鎌倉町ニ於テハ罹災ニ依リ住ムニ家ナキ窮民ヲ收容スル為メ鎌倉
小学校庭内一部ノ空地及鎌倉八幡宮境内、材木座光明寺境内、長
谷大仏側ノ四ヶ所ニ式間ニ拾六間ノバラック二棟宛ヲ建設シ之ヲ
二間宛ニ区画シテ八畳敷一戸トナシ罹災者ヲ收容シツ、アリ

今回臨時震災救護事務局神奈川支部長ヨリ本郡ニ配当セラレタル
バラック四百戸ハ鎌倉既設ノバラック六十四戸ヲ之ニ振当テ残余
ハ鎌倉、腰越、戸塚、小坂村字山ノ内等焼失及倒潰家屋多キ細民
ノ部落ニ建設ノ予定ナルカ之等ノ地方ニ於テハ頗ル之ヲ徳トシ政
府ノ救護ニ感謝シツ、アリ

鎌倉ニ於ケル既設バラックノ材料ハ三菱商事株式会社ノ手ニヨリ
阪神地方ヨリ輸入シタル木材五百〇一石亜鉛平板三百八十八束生
子板五百三十八束ヲ以テシ尚残余ヲ以テ町役場、警察署、郵便局
ノ改築及葺替ニ供シツ、アルモ一般民家ノ復旧ニ要スル建設材料
ハ数回配給方ヲ申請セルモ未タ供給ナキ為メ向寒ノ折柄郡民ノ多
クハ頗ル窮状ニ在リ

大正十二年十月一日

鎌倉郡長 茂 義孫

(鎌倉郡役所「震災庶務書類」(大正十二年) 神奈川県庁蔵)

二九二 鎌倉郡鎌倉町の災害復興のための政府援

助申請書副申

大正十二年九月二十日起案

担任(印)

郡長(印)

副申

別紙ノ通鎌倉町長ヨリ震災復興ニ関スル申請書提出ノ処右ハ事一國
ノ大政ニ関シ町会及町長ノ意見トシテハ越権ノ嫌ナキニアラサルモ
此際ノ事ニモ有之且ツ中ニハ同町関係ノ問題ヲ以テ必要ト被認候ニ
付及進達候条可然御取計相成候様致シ度此段副申候也

大正十二年九月二十日

郡長名

知事宛

(別紙)

申請書

今回ノ震災ニヨル損害ハ別紙各項ニ依リ可及的速ニ復興致度候処
到底本町独力ノ及フ所ニアラサルニヨリ政府ノ御援助ヲ得度候間可

然御取計ヒ相成度町会ノ決議ニヨリ此段申請候也

大正十二年九月十六日

鎌倉町長 早川義雄印

神奈川県知事 安河内麻吉殿

申請書別紙

可及的速ニ復興ヲ要スル事項

一 震災ノ為倒壊又ハ焼失セル役場小学校及民家ノ建築ニ対シ政府

ハ特ニ低利資金貸付ノ便法ヲ計リ直ニ之ヲ実施スルコト

一 政府ハ銀行預金支払保証ノ声明ヲナシ人心ヲ安定スルコト

一 政府ハ火災保険ノ支払保証又ハ補助ヲ為スコト

一 暴利取締令ヲ勵行スルコト

一 神奈川県師範学校ハ絶対ニ他ニ移転セサルコト

一 神社仏閣名所古蹟ヲ旧態ニ復スルコト

以上

(鎌倉郡役所「震災庶務書類」(大正十二年) 神奈川県庁蔵)

三九二 三浦郡三崎町の施設概況報告

震災ニ際シ施設セシ概況報告

一 大正十二年九月一日

一 緊急施設トシテ左ノ数項ヲ行ヒタリ

一 火災防止宣言

震災ト同時ニ分署長ト協力シ火災防禦ノ目的ヲ以テ一般町民ニ対シ防火ノ注意ヲ為シタルト同時ニ各所ニ注意書ヲ貼付セリ偶々日ノ出外数ヶ所ヨリ將ニ出火セントスルモノアルヲ発見セル

モ幸ニシテ事ナキヲ得タリ

一 救護班設置

午后一時町長助役ハ分署長ト協力シ三崎小学校々庭ニ救護所ヲ設置シ負傷者ヲ收容応急手当ヲ為ス従事スル医師左ノ如シ

町医 新井 民一郎

医師 森 本道三

全 神 田 虎 治

全 塩 崎 義太郎

全 中 山 勝

全 齒科医 植 松 文 鏡

全 在 路 弁 吉

看護婦 吉 水 長

偶々避暑中ノ川北、児玉ノ両医学博士モ治療ニ従事セラレタリ

此日治療セシ患者約百五十名ハ校庭内ニ天幕張ヲ為シ收容シ三日ニ至リ校舎ニ教室内ニ收容設備ヲ為シ救護セリ其数ハ重傷者

二十六名ナリ六日迄ハ町内患者ノ全部ヲ終日治療ニ従事セリ

一 警戒設置

各消防組員ヲ警官付添要所ニ配置シ殊ニ鮮人侵入ノ噂高マリタル為メ阻止スルニ努力セシメタル結果刑務所解放ノ囚人三名ヲ発見シタル外不良ノ徒又ハ鮮人ノ侵入更ニ無ク事無ヲ得タリ

一 人心安定策

三日不逞鮮人暴行ノ噂高マリ人心恟々タルヲ以テ其安定ヲ図ラシガ為メ 兩陛下并摂政宮殿下 御安泰及当地鮮人暴行ノ虚報ナル旨ヲ要所々ニ警察署長町長連署ヲ以テ印刷物ヲ貼付一般ニ周知セシメタル結果翌四日ニ至リテハ殆ント避クル事ヲ得タリ

一 食糧配給

一日夕食ヨリ小学校々庭ニ於テ緊急炊出ヲナシ罹災者一般ニ配給セシモ町在米不足ノ為メ町吏員ヲ初声村西浦村等ニ派遣シ玄米三十俵ヲ漸ヤク購入シ白米玄米麥ノ混合飯ヲ引続キ四日夕食迄続行セリ

一 糧食節約宣言

災害后当然来ルベキ糧食不足ヲ顧慮シ町民一般ニ食糧節約ヲ実行スベキ広告ヲ要所ニ貼付シ注意ス

一 衛生保健宣言

露天生活其他震災后一般不衛生状態ニ陥ルベキヲ以テ保健衛生殊ニ伝染病ニ関スル注意書ヲ各所ニ貼付宣伝ス

一 以上緊急施設ノ外左記要項ヲ行ヒタリ

一 食糧配給

戒嚴令発布ト共ニ六日夕ヨリ戒嚴指揮官森大佐以下来着ニ付直チニ全指揮官ニ町内販売食料ニ拠ル生活者壹万人ニ対シ相当期間食料配給尽力アリタキ旨申出全指揮官ヨリ横須賀戒嚴司令官ニ申請セラレタル結果七日ニ至リ壹万人ニ対スル堅パン三日分及副食物トシテ相当量ノ罐詰ノ配給ヲ受ケ無代配付ノ手續ヲナセリ

一 臨時震災事務局神奈川県支那支部配給ノ外米百袋ヲ郡役所ヨリ受領直チニ一般罹災者ニ無償配給セリ十七日今郡ヨリ尚外米二百二十二袋ノ配給ヲ受ケタルニ依リ人心安定ノ方法トシテ一升二十四銭ヲ以テ廉売セリ是レヨリ先キ吏員ヲ派シ郡当局ニ向ツテ糧食配給ノ途ヲ購セラレン事ヲ申出一方町内米穀商ニ向ツテ商業復活ノ方策ヲ進ムル為メ指揮官ノ証明ヲ以テ各方面ニ向ヒ米穀購入ノ為メ派遣セリ

一 警戒設備

警察分署ニ於テハ引続キ消防各部ヨリ五名乃至七名ヲ出シ各部

内ノ警戒ニ任ゼシメ今日ニ及ベリ

一 復旧設備

警察役場ト協議ノ上各字毎ニ協力シ家屋取片付道路ノ修理ヲ命シ稍復旧スルニ至リ尚其道路修理ニ就テハ指揮官ト打合せノ上応急修理ヲ為シ今日ニテハ辛フジテ車馬ノ往来ニ支障ナキ程度ニ復旧セリ

一 衛生材料準備

罹災民ノ健康状態ヨリ将来消化器疾患伝染病ノ発生等ヲ顧慮シ内務省衛生局ニ向ヒ右ニ必要ナル薬剤配給方ヲ要求シ相当ノ配給ヲ受ケラル、様手続完了シ居レリ

一 奇特行為

三崎警察分署長 松本 永吉

氏ハ当町日ノ出住宅倒壊一女庄死セルモ一切家事ヲ顧ミズ終日小学校々庭ニ於テ町当局ト連絡ヲ図リ患者ノ救護防火等罹災事務ニ就キ其署員並消防組員等ノ指揮ニ努力セラレタル其行為ハ関係各員ノ発奮努力ノ動機トナリ一糸乱レズ諸般ノ事務ヲ遂行シ得タルハ実ニ警察官タルノ本分ヲ完フシ諸人ノ龜鑑トスルニ足ルモノナリ

三崎町消防組頭 長谷川 嘉兵衛

氏ハ六十餘歳ノ高齢ナルモ震災アルト同時ニ單身町内ヲ巡邏シ大声疾呼シテ防火ノ注意ヲ叫ビ日ノ出十一番地松浦久三郎方ニ於テ將ニ発火セントスルヲ認ムルヤ直チニ消火ニ努メ全町焦土ト化セントスルヲ免カレシメタリ其他夜警ニ付テモ部下ヲ指揮督励シ其事無キヲ得タルハ能ク其ノ本分ヲ全フシタルモノト謂フベシ

町 医 新井 民一郎

氏ハ震災ト全時ニ救護所ニ来リ他ノ医師看護婦等ヲ指揮シ百五十名余ノ重軽傷者ノ治療ヲ遺憾ナク実行シ能ク救護ノ実ヲ挙げ得タルハ一ニ氏ノ熱心ナル行為ニ待ツモノト謂フベシ

金品寄贈者左ノ如シ

- 一 金貳拾圓 当町上橋 大野 虎六
- 一 金拾圓 東京浅草 池田 悦造
- 一 金五拾圓 当町二町谷 佐藤 鉄太郎
- 一 牛肉罐詰壹箱 当町東岡 平本 兼太郎
- 一 生貝 壹樽 全 向崎 石渡 庄三郎
- 一 牛乳 七升 全 原 山田 兵太郎
- 一 梅干 壹樽 全 東岡 小川 ハル
- 一 沢庵 全 全 諸磯 青木 勝次郎
- 一 牛乳 一罐 全 全 三堀 喜千次郎

号外

大正十二年九月三日

三浦郡長

二九三 三浦郡下食糧節約に関する件通達

一 炭酸水 一箱	全 諏訪 宮 藤次郎
一 大根千六百本	全 東岡 下里 竹松
一 沢庵 一樽	全 宮川 山本 直造
一 牛乳 一升	全 向崎 宇田川 八十八
一 清水貝式籠	全 田中 下里 初造
一 鶏卵 二十二ヶ	全 海外 岡田 豊吉
一 梅干 壹瓶	全 日ノ出 小津 久三郎
一 沢庵 一樽	全 諏訪 猿橋 シゲ
一 牛乳 三升	全 向崎 宇田川 七蔵
一 中貫十八五十束 蝦夷四分板二坪半八十束	全 諏訪 石井 太郎吉
一 野菜 三十籠 二俵	全 郡小田 鈴木 敬次郎
右及報告候也	和組合長

大正十二年九月二十日

(三崎町役場「震災関係書類」(大正一二年)三浦市役所蔵)

三崎町長

各町村長殿

食糧節約ニ関スル件

今回ノ震災ニ依リ到ル処被害激甚ニ有之在荷ノ米麦等モ至極少量ナル向有之ニ付左記ノ通り御承知相成度

記

- 一 在荷ノ米麦、粟等可成節約シ町村内ノ調節ヲ図リ自給自足ノ方針ヲ極力講スルコト
- 一 甘藷、馬鈴薯ヲ代用食トシテ利用スルコト
- 一 共同販売ノ小麦ハ此際一時出荷見合せ不得止トキハ之ヲ利用スルコト
- 一 本件食糧ノ調節等ニ付テハ青年団員等ノ活動ヲ以テ円滑ヲ期スルコト

- 一 必要ト認ムル向ハ在庫ノ米麦ヲ調査シ町村ニ統一シ配給ハ町村ニ於テ掌ルコトニ処置スルコト

- 一 目下海軍ト協力シ米ノ配給ヲ極力講シツ、アルモ被害ノ区域モ相当拡大シ居リ需給関係等不明ナルニ付其ノ数量ハ予知スルヲ得サルモ事案不得止町村需要数量ヲ郡役所ニ急報スルコト

(三崎町役場「震災関係書類」(大正一二年)三浦市役所蔵)